第1号様式 (第11条、第13条、第14条関係)

## (新規 変 更) 事業者排出量削減計画書

(あて先) 京都府知事	平成18年 10 月					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)					
  宇治市六地蔵奈良町67-1	㈱イトーヨーカ堂 代表取締役社長 亀井 淳					
	電話 03 - 6238 -					

古地位和玻油區	ル対策を刷第10条第1項 (第10	久第9T百 第10久第9T百\	の担定	により担出しす-	d-			
特定事業者の	温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。 ン   衣料品・住居関連品及び食料品を取り扱う総合小売業							
主たる業種	STITLE TOTAL PROPERTY OF WALLES ON NO. N. M. P. 4. ANN.							
該当する事業	▽ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算							
者要件	て1,500キロリットル以上))							
	<ul><li>一 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又は</li></ul>							
	「バス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)							
	│ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業							
TI THE UNITED	者 (二酸化炭素に換算して3,000トン以上))							
計画期間								
基本方針	計 別途参照							
Mr. Mr. Ha that								
	別途参照							
年度ごとの具	年度 設備、対象、工程等				中 画 内 容			
体的な取組及び措置	18-19 事業所	別途参照						
0.1月 恒		14 THE 27 I HOLD						
	engan sakat t							
					and the same	Land of the land		
温室効果ガス		基準年度(実績)		目標年度(計画)		削減率		
の排出量等	排出区分	(17)年度		( 19 ) 年度 (二酸化炭素換算(t))		(計画)		
	A 事業所等排出区分	(二酸化炭素換算 (t) 3819 (原単位 69.2t-C02/m2*百		3706(原単位 67.11-		-3.0 %		
	14.07.1 - 10.1 - 0.1	3819 (原单位 69.21-002/11/2+日		5700 (赤年区 67.11		%		
			t t	•	t t	%		
	C その他排出区分	- 0.16				-3.0 %		
7 0 44 0 114 74	排出合計	*1 381		* 2 : (≝ L idai)	3706 t	-3.0 %		
その他の地球 温暖化対策に	対策等の区分	目標年度 取組量等		E (計画) 「二酸化炭素換算(t))		/		
よる温室効果	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t	/		
ガスの削減量等	府内産の木材の利用	(利用量)	m	(削減量)	t			
	自然エネルギーを利用した電	(売電量)	kwh		t			
	力又は熱の供給	(熟供給量)	G.J	(削減量)	t			
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh		v t			
	削減量等合計	(3477 (287		* 3	t			
	差引排出量	基準年度(実績)		目標年度		削減率 (計画)		
· ·	非出合計-削減等合計)	*1 38	9 t	(*2)-(*3)	3706 t	-3.0 %		
+	*温室効果ガスの排出量について							
17 112 4- 1	小売業の特性を活かした指標とし	て「営業時間 (m2) *総営	萨面積(	百万h)」を削減のJ	原単位して採用し	ております。		
連 絡 先	担当部署							
					7 7 7 <del>- 1</del>			
	住所				· · · · · ·			
	電 話 番 号	(1) A CONTRACTOR						
ファクシミリ番号								

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
  - 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
  - 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをい
  - います。 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。